

# 中華人民共和国

## 外国人出入国管理法実施細則

(1986年12月3日に国務院が承認、1986年12月27日公安部・外交部が公布、1994年7月13日国務院が改定を承認、1994年7月15日公安部・外交部が公布)

《中華人民共和国外国人出入国管理法》第三十三条の規定に従って、ここに本実施細則を制定する。

1994年7月15日公布

1994年7月15日実施

国務院

### 第1章 入 国

**第一条 (査証申請)** 外国人が入国する場合、中国の外交代表機関、領事機関、或は外交部が授権したその他期間に対して査証(ビザ)処理の申請をしなければならない。

外国人が中国国内で授権された組織の手紙や電報を所持し、併せて中国と外交関係がある或は政府筋の貿易往来がある国家の普通パスポートを所持している場合、下記の理由で緊急に中国へ行く必要が確かにあり、上記の中国外交機関の査証申請の時間が無くて間に合わないときは、公安部が授権した海港・空港の査証機関に査証処理を申請してよい。

- (一) 中国側が臨時に中国へ来て交易会への参加を招請した場合
- (二) 招請に応じて中国へ来て入札する、或は正式な経済貿易契約に調印する場合
- (三) 約定に基づいて輸出品の積込み監督と輸入品の商品検査或は検収するために中国へ来る場合。
- (四) 招請に応じて設備の据付或は緊急工事の場合。
- (五) 中国側の要求に応じて賠償請求問題の解決に中国へ来る場合。
- (六) 招請に応じて科学技術コンサルタントに中国へ来る場合。
- (七) 招請に応じて団体組織の査証処理後、中国側の同意を経て臨時に滞在日数増やす場合。
- (八) 急病人を見舞う或は喪の処理をする場合。
- (九) 直接国境を通過する人員が不可抗力の原因で24時間以内に元の航空機で出国出来ない場合、或はその他の交通手段に乗り換えて出国する場合。
- (十) その他確実に来るように招請されたが中国の外交機関に査証申請する時間が無

く、併せて指定した主管部門が海港・空港での査証処理に同意した手紙や電報を所持している場合。

上記の情況に属さない者は海港・空港の査証機関は査証申請を受理してはならない。

**第二条（港の査証機関）**公安部が授権した港（空港を含む）の査証機関を下記の港に設立する。

北京、上海、天津、大連、福州、アモイ、西安、桂林、昆明、杭州（白雲空港）、深圳（羅湖、蛇口）、珠海（拱北）。

**第三条（査証の種類）**外国人が中国へ来る時の身分と所持しているパスポートの種類に従って、外交査証（外交ビザ）、礼遇査証、公務査証、普通査証（普通ビザ）を分けて発給する。

**第四条（査証の字母表示）**普通査証を発給するとき、外国人が中国へ来る申請理由に従って、査証上に漢字の発音記号に相当する字母を表示する。

- （一）D 字査証は、中国に定住する人に発給する。
- （二）Z 字査証は、中国へ任職し或は就業する人とその随行家族に発給する。
- （三）X 字査証は、中国へ留学、研修、実習 6 ヶ月以上の人に発給する。
- （四）F 字査証は、招請に応じて中国を訪問し、実地調査、商売、学術講義、科学技術文化交流の推進及び短期研修や実習など 6 ヶ月を超えない活動をする人へ発給する。
- （五）L 字査証は、中国へ観光旅行、親戚訪問、或はその他私的事務で入国する人に発給する。その内、9 人以上の団体に中国に観光旅行で来る場合、団体査証を発給してよい。
- （六）G 字査証は、中国の国境通過する人に発給する。
- （七）C 字査証は、乗務・航空・運航任務の国際列車乗務員、国際航空機の乗組員、及び国際航行船舶の船員とその随行家族に発給する。
- （八）J - 1 字査証は中国に常駐する外国記者に発給し、J - 2 字査証は臨時的に取材に来た外国記者へ発給する。

**第五条（査証申請手続き）**外国人が査証申請するとき、問われた関連状況に必ず回答し、併せて下記の手続きをなければならない。

- （一）有効なパスポート或はそれに替わり得る証明書を提出する。
- （二）査証申請書に記入し、最近の帽子を被っていない 2.5 寸（8.25 cm）の正面写真を提出する。
- （三）入国・国境通過の申請をする理由に関連した証明書を提出して検査を受ける。

**第六条（査証申請に必要な証明書類）**本実施細則の第五条（三）項にて言う所の関連した証明書は下記のを指す。

- （一）D 字査証を申請するとき、定住身分確認表が必ず必要である。定住身分確認表は、申請者或は委託を受けた中国内の親族によって定住地域の市・県の公安局出入国管理部門に対して授領を申請する。
- （二）Z 字査証を申請するときは、必ず中国の招聘し雇用する組織の招聘状或は雇用証明或は授権された組織の手紙や電報。
- （三）X 字査証を申請するときは、受入れ組織或は主管部門の証明。
- （四）F 字査証を申請するときは、授権された組織の手紙や電報が必ず必要である。
- （五）L 字査証を申請し中国へ行って観光旅行するときは、中国旅遊部門の接待証明が必ず必要であり、必要な時は中国を離れた後に向かう国家（地区）への航空機や車・船の搭乗切符を提示すべきである。
- （六）G 字査証を申請するときは、行き先の国家（地区）の有効な査証が必ず必要である。もし、申請者が行き先の国家（地区）の査証を免除されているときは、旅程の切符が必ず必要である。
- （七）C 字査証を申請するときは、協議に基づいて関連する証明書を提供する。
- （八）J - 1、J - 2 字査証を申請するときは、主管部門の証明が必ず必要である。

外国人が中国へ来て一年以上定住或は居住する場合、入国査証を申請するとき、所在国政府指定の衛生医療部門が発行した、或は衛生医療部門が発行し併せて公証機関が公証した健康証明書を必ず提出して検査を受けるべきである。健康証明書は発行の日から 6 ヶ月間有効である。

**第七条（入国禁止）**下記の外国人は入国を認めない。

- （一）中国政府によって国外追放になって入国禁止期間を過ぎていない者。
- （二）入国後、恐怖・暴力・破壊活動を行う恐れがあると認識された者。
- （三）入国後、密輸・麻薬売買・売春活動を行う恐れがあると認識された者。
- （四）精神病と狂気、エイズ、性病、開放性肺結核などの伝染病の者。
- （五）中国滞在期間中の必要な費用を保障できない者。
- （六）入国後、中国の国家安全と利益に危害を及ぼすその他活動を行う可能性がある者と認識された者。

**第八条（通過査証）**外国人が旅程の切符を持っており併せて旅程の座席位置が既に決まっている国際線に搭乗して中国から直接国境を通過し、通過都市に 24 時間を越えて停留せず、空港から外へ出ない場合は、通過査証を免除する。空港から出る要求が有る場合、出入国管理所に停留許可申請手続きを必ず行わなければならない。

**第九条（船舶からの上陸など）** 国際航行船舶が中国の港口に停泊している期間内に、外国船員および随行家族が上陸を要求し、港口都市を出ない場合、出入国管理所に上陸証を申請し、陸地で宿泊したい場合、住宿証を申請する。港口都市以外の地区へ向かってゆく必要がある正当な理由があるとき、或は元の船に従って出国できない場合、当地の公安局に対して相応しい査証処理を必ず申請しなければならない。

## 第二章 入出国証明書類の検査

**第十条（入国検査）** 外国人が港に到着した時、出入国管理所に対して有効なパスポートと査証・証明書類・入記入出国カードを提出して検査を必ず受けなければならない。出入国管理所の審査許可済み印の押捺を経た後に入国する。

**第十一条（機長・船長の責任）** 外国航空機あるいは船舶が中国の港に到着した時、その責任者は下記の責任を負う。

- （一）機長・船長あるいは代理人は当地の出入国管理所に対して乗組員・船員名簿と乗客名簿を必ず提出しなければならない。
- （二）もし、密入国を企図している人員を載せている場合、気付いたら直ちに出入国管理所に報告して、処分を待たなければならない。
- （三）入国を許されない人員に対して、元の交通手段を用いて必ず連れて帰らなければならない。不可抗力の原因で直ちに国境を離れられない人に対しては、その中国滞在期間の費用と中国を離れる旅費の責任を必ず負わなければならない。

**第十二条（出入国の阻止）** 下記の外国人に対して、出入国管理所は入国あるいは出国を阻止する権限がある。

- （一）有効なパスポート・証明書類あるいは査証を持っていない場合。
- （二）偽造・改造したあるいは他人のパスポート・証明書類を持っている場合。
- （三）証明書類の検査を拒否した場合。
- （四）公安部あるいは国家安全部が入出国を認めないと通知した場合。

**第十三条（出国）** 外国人が出国するとき、有効なパスポート或はその他有効な証明書類、及び中国滞在の査証あるいは居留証明書類を提出して必ず検査を受けなければならない。

**第十四条（指定港の通行）** 査証機関から通行する港を指定された外国人と外国人の交通手段は必ず指定された港から入出国しなければならない。

**第十五条（入国阻止者への処置）**本実施細則第十二条で列記された入国を阻止された外国人に対して、もし元の交通手段で送り帰せないときは、入出国管理所は必要な措置をとってその活動範囲を制限し、併せて最も近い一つの交通手段に乗せて出国を命じることができる。

### 第三章 居 留

**第十六条（居留証の手続き）**D,Z,X,J-1 字が表示された査証を持っている外国人は、入国の日から 30 日以内に居住地の市・県の公安局へ行って外国人居留証あるいは外国人臨時居留証の手続きを必ずしなければならない。上述の居留証明書類の有効期間はすなわち証明書類を持っている人が中国内に居留が許される期間とする。

外国人居留証は、中国に一年以上居留する人員に発給される。

臨時外国人居留証は、中国に一年未満居留する人員に発給される。

F,L,G,C 字が表示された査証を持っている外国人は、査証に明記された期間内において中国に停留することができ、居留証明書類の手続きは不要である。

**第十七条（居留証の申請）**外国人が居留証明書類を申請するとき、関連する状況を問われたら必ず回答しなければならない、併せて下記の手続きを行わなければならない。

- （一）パスポート・査証と居留理由の関連する証明書を提供し検査を受ける。
- （二）居留申請書を記入する。
- （三）外国人居留証を申請するとき、健康証明書・最近撮影した 2 寸半（8.25 cm）の正面無帽の写真の提供と検査が必要である。

**第十八条（外国人居留証の有効期間）**外国人居留証の有効期間は 1 年から 5 年までで発行でき、市・県公安局が外国人の居留理由によって決定する。

《外国人入出国管理法》第十四条規定の外国人は、公安機関が 1 年から 5 年までの長期居留資格の証明書類を発行してよい。効果が顕著な場合は、永久居留資格の証明書類を発行できる。

**第十九条（査証免除の外国人）**中国政府と外国政府とが締結した協議により査証を免除されている外国人は、中国に停留する期間が 30 日以上るとき、入国後本実施細則の第十六条・第十七条に従って居留証明書類を申請しなければならない。

ただし、《外国人入出国管理法》第三十四条に規定された外国人は、前項の規定を適用しない。

**第二十条（居留期間の変更）**外国人が査証或は居留証明書類の有効期間満了後も継続して中国に停留あるいは居留する必要がある場合、期間満了前に延期を必ず申請しなければならない。

外国人が居留期間において、もし本実施細則第七条第四項の病気に罹ったとき、中国の衛生主管機関は公安機関に繰上げ出国を命じるように具申をできる。

**第二十一条（居留証記載内容の変更）**外国人居留証に記載された項目内容（姓名・国籍・職業或は身分・業務組織・住所・パスポート番号・連れている児童など）にもし変更があった場合、居留証の所持者は10日以内に居住地の公安局へ行って変更登記手続きを必ずしなければならない。

**第二十二条（居住地の移転）**外国人居留証を持っている人が所在している市・県を出る場合、移転する前に元の居住している地域の公安局で移転手続きを必ず行い、転入した後10日以内に転入地の公安局で転入登記手続きを必ず行わなければならない。

定住している外国人が移転を申請するとき、事前に移転先の地域の公安局に対して転入許可証明を必ず申請し、この証明を根拠として前項規定に従って移転登記手続きを行う。

**第二十三条（外国人の居住禁止地区）**国家の安全と社会秩序あるいはその他公共利益の保護維持のために、市・県の公安局は外国人あるいは外国機構の特定地域への移住あるいは事務所設立を制限することができる。すでに上述の制限地域に住所あるいは事務所を設立している場合、市・県の公安局は指定期間内に許可された地区へ移転させる移転通知書を必ず出さなければならない。

**第二十四条（居留証の定期検査）**中国に定住している外国人は毎年一回指定された時期に居住地の公安局へ外国人居留証を提出して必ず検査を受けなければならない。

公安局が必要と認めたとき、外国人に出入国管理部門へ行って外国人居留証を提出して検査を受けるべく通知をできる。外国人は通知が指定した時間に従って検査を受けに行かななければならない。

**第二十五条（居留証明書の携帯）**中国に居留あるいは停留する満16歳以上の外国人は必ず居留証明書類あるいはパスポートを携帯して、外事民警の検査に必ず備えなければならない。

**第二十六条（嬰兒の出生）**中国内に於いて嬰兒が出生した場合は、出生後一カ月以内にその父母あるいは代理人によって出生証明を持ってその地区の公安局に申告し、登記手続きを必ずしなければならない。

**第二十七条（外国人の死亡）**外国人が中国内において死亡した場合、その家族あるいは監護者あるいは代理人が 3 日以内に死亡証明を持ってその地域の公安局へ申し、併せて死者の居留証明書類あるいは査証を必ず返上して無効としなければならない。

外国人が正常でなく死亡した場合、関連人員あるいは発見者は直ちに公安機関に報告しなければならない。

**第二十八条（管理法十九条の主管部門）**《外国人出入国管理法》第十九条で言う所の中国政府主管機関は中華人民共和国労働部を指す。

## 第四章 住宿登記

**第二十九条（ホテル等での住宿）**外国人が賓館・飯店・旅店・招待所・学校などの企業事業組織あるいは機関・団体およびその他の中国の機構内に住宿する場合、有効なパスポートあるいは居留証明書類を提示し、臨時住宿登記表に記入しなければならない。開放されていない地区での住宿はそのうえで旅行証を提示する必要がある。

**第三十条（民家での住宿）**外国人が中国の都市にある民家に住宿する場合、到着後 24 時間以内に、来客を宿泊させる人あるいは本人が、住宿する人のパスポート・証明書類と来客を宿泊させる人の戸籍簿を持ってその地域の公安機関に申告を必ずしなければならない。農村に住宿するときは、72 時間以内にその地域の派出所あるいは戸籍事務所へ申告を必ずしなければならない。

**第三十一条（外国人の家での住宿）**外国人が中国内の外国機構内あるいは中国内の外国人の家に住宿する場合、住宿する人が到着後 24 時間以内に宿泊させる機構・人あるいは本人が、住宿する人のパスポートあるいは居留証明書類を持ってその地域の公安機関に申告し、臨時住宿登記表に必ず記入しなければならない。

**第三十二条（長期居留者の臨時住宿）**中国内に長期に居留している外国人が自己の住所を一時的に離れてその他の地方に住宿する場合、本実施細則の第二十九条、三十条、三十一条で規定に従って申告し住宿登記を行わなければならない。

**第三十三条（移動性住宿手段での住宿）**外国人が移動性の住宿手段の中に臨時的に住宿する場合、24 時間以内にその地域の公安機関へ必ず申告しなければならない。外国人のために移動性の住宿手段を提供した場所の機構あるいは個人は 24 時間前にその地域の公安機関に申告しなければならない。

## 第五章 旅 行

**第三十四条（未開放地への旅行）**外国人が外国人に開放されていない市・県に向かって旅行する場合、事前に行き先の市・県の公安局に旅行証を申請しなければならず、申請した旅行証を獲得した後に行くことができる。旅行証の申請は必ず下記の手続きを行わなければならない。

- （一）パスポートあるいは居留証明書類を提供して検査を受ける。
- （二）旅行理由の関係証明書を提出する。
- （三）旅行申請表に記入する。

**第三十五条（旅行証の有効期間）**外国人の旅行証の有効期間は最長で一カ年とし、外国人が持っている査証あるいは居留証明書類の有効期間を超えてはならない。

**第三十六条（旅行証の変更）**外国人は旅行証を受領後、もし旅行証の有効期間を延長し、外国人に未開放地域の旅行地点を増加し、同行人数の増加をしたい場合は、必ず公安局へ申請して延長あるいは変更をしなければならない。

**第三十七条（立入り禁止）**外国人は許可を経ずに、対外開放されていない場所へ立ち入ることはできない。

## 第六章 出 国

**第三十八条（出国時期）**外国人は査証で認められた停留機関内あるいは居留証明書類の有効期間内に出国しなければならない。

**第三十九条（出国後の再入国有無）**外国人居留証明書類を持っている人が、その居留証明書類の有効期間内に出国し併せて中国へ帰ってくる必要がある場合、出国前に本実施細則の第五条六条の関連規定に従ってその地域の公安機関に対して中国へ帰ってくる査証処理を申請しなければならない。

特に、居留証明書類を持っている外国人が出国後再び中国へ帰らない場合、出国時に出入国検査所へ居留証明書類を返上して無効としなければならない。

## 第七章 処 罰

**第四十条（不法入出国）**不法に中国へ入出国した外国人に対して、1,000元以上 10,000



間以下の罰金あるいは3日以上5日以下の拘留を課し、併せて期限内の出国あるいは国外追放に処してよい。事情が厳しい場合、犯罪を構成する場合、法により刑事責任を追及する。

**第四十一条（機長・船長の責任不履行）**本実施細則の第十一条の規定に違反して、責任を負うことを拒絶した責任者あるいはその代理人に対して、1,000元以上10,000元以下の罰金、あるいは3日以上10日以下の拘留に処することができる。

**第四十二条（居留に関する違反）**本実施細則の第十六条、十九条、二十条に違反して、不法に居留した外国人に対して、警告あるいは不法居留一日につき500円で総額5,000円を超えない罰金を課し、あるいは3日以上10日以下の拘留に処することができる。状況が厳しいとき、期限を定めて出国させる。

本実施細則の第二十一条、二十二条の規定に違反した外国人に対して、警告あるいは500元以下の罰金を課することができる。状況が厳しいとき、期限を定めて出国させる。

本実施細則の第二十三条の規定に違反して公安機関の決定を実行しなかった外国人に対して、その実行を強制すると同時に、警告あるいは1,000元以上10,000元以下罰金を課することができる。状況が厳しいとき、期限を定めて出国させる。

**第四十三条（居留証の検査携帯違反）**本実施細則の第二十四、二十五条の規定に違反して、居留証明書を提出して検査を受けず、パスポートあるいは居留証明書類を身に携帯せず、あるいは民警の検査を拒絶した外国人に対して、警告あるいは500元以下の罰金を課してよい。状況が厳しいとき、期限を定めて出国させる。

**第四十四条（無断就労）**中華人民共和国労働部あるいはその授権した部門の承認を経ずに密かに就職した外国人に対して、その任職あるいは就業を辞めさせると同時に、1,000元以下の罰金を課することができる。状況が厳しいとき、期限を定めて出国させる。

無断で外国人を雇用した組織あるいは個人に対して、その雇用行為を止めさせると同時に、5,000元以上50,000元以下の罰金を課ことができ、併せて勝手に雇用した外国人を送還する全部の費用の負担を命じることができる。

**第四十五条（居住に関する違反）**本実施細則第四章の規定に違反して住宿手続きを行わず、あるいは公安機関への住宿登記申請をせず、あるいは有効な証明書類を持っていない外国人を住宿させた責任者に対して、警告をし、あるいは50元以上500元以下の罰金を課することができる。

**第四十六（未開放地区への旅行）**条本実施細則の第三十四、三十六、三十七条の規

定に違反して、外国人に開放されていない地区へ旅行した外国人に対して、警告し、あるいは500元以下の罰金を課することができる。情況が厳しいとき、期限を定めて出国させる。

**第四十七条（査証等の悪用）** 査証や証明書類を偽造・改造・偽用・譲渡・売買した外国人に対して、元の査証や証明書類を取上げあるいは接收し、併せて不法に得た所得を没収し、1,000元以上10,000元以下の罰金を課し、あるいは3日以上10日以下の拘留に処し、期限を定めて出国させることができる。情況が厳しく犯罪を構成するときは、法により刑事責任を追及する。

**第四十八条（不可抗力）** 不可抗力の原因で《外国人出入国管理法》および本実施細則に違反した場合、処罰を免じることができる。

外国人が罰金を納めることができない場合、拘留処分に改めることができる。

**第四十九条（中国人の違反者）** 本章規定の各項の罰金・拘留処罰は、外国人の不法入出国を助け、外国人の不法居留あるいは停留をもたらし、無断で外国人を招聘雇用して就業させ、有効な旅行証を持たない外国人のために外国人に対する未開放地区への旅行の便宜を提供した関連の責任者にも適用する。

**第五十条（処罰不服の上告と訴訟）** 処罰される人が、公安機関の罰金・拘留処罰に不服な場合、通知を受け取った日から15日以内に、元の裁決機関あるいは一級上の公安機関に直接上告でき、一級上の公安機関は上告を受け取った日から15日以内に最終裁決をする。処罰される人はその地域の裁判所に直接訴訟を提起できる。

**第五十一条（処罰の執行）** 本章で規定する罰則は公安機関によって執行される。

## 第八章 その他の規定

**第五十二条（査証等の延期と変更）** 外国人が各項の査証・証明書類の延期あるいは変更を申請する場合、必ず下記の手続きを行わなければならない。

- （一）パスポートと査証・証明書類を提出して検査を受ける。
- （二）延期申請表あるいは変更申請表に記入する。
- （三）延期あるいは変更理由に関連する証明書を提供する。

**第五十三条（査証等の費用）** 外国人が各項の査証・証明書類を申請する場合、あるいは査証・証明書類の延期あるいは変更を申請する場合、必ず規定に従って査証・証明書類の費用を納めなければならない。

各項の査証・証明書類の徴収する費用の基準は公安部と外交部が別に規定する。

中国政府と査証費用の協議を締結している国家の人員は、関連する協議に従って執行する。

**第五十四条（16歳未満の入国等）** 16歳未満の少年児童がその父母あるいは保護者と同一のパスポートを使用している場合、その父母あるいは保護者にしたがって中国に来る時、単独での入国・通過・居留・旅行の手続きをしなくともよい。

**第五十五条（査証等の紛失と毀損）** 外国人が所持していた査証・証明書類をもし紛失あるいは毀損した場合、直ちにその地域の公安局の出入国管理部門へ報告し、再発行あるいは交換を申請しなければならない。外国人居留証を紛失した場合、その地域の政府は新聞紙上で無効と声明を必ずしなければならない。

**第五十六条（書類の様式）** 本実施細則が関係する各種の査証・証明書類と申請表の様式は公安部と外交部が別に制定する。

**第五十七条（施行）** 本実施細則は発布の日から施行する。

\*\*\*\*\*

**注記：**

本《中華人民共和国外国人出入国管理法実施細則》の中国国内において法的効力を有する正式文書は、中国語で制定され公布されたものであり、この日本語版は参考として使用することは出来ませんが、中国国内において法的効力を持つ正式文書としては使えません。

また、この日本語版は中国文を可能な限り正確に翻訳すべく努めましたが、この日本語版の文言や訳文を使用して生じるかも知れない如何なる結果や影響に対しても責任を負うものでは有りません。

なお、各条の後の( )内の記述は、訳者が読者の便宜のために付加したもので、中国文の正式な外国人出入国管理法実施細則にはありません。